

## 郡山市犬及び猫の譲渡に関する要領

平成 15 年 11 月 14 日制定  
平成 24 年 2 月 16 日一部改正  
平成 26 年 3 月 27 日一部改正  
[保健福祉部保健所生活衛生課]

### (目的)

第 1 この要領は郡山市が行う犬及び猫（以下「犬等」という。）の譲渡に関する事項を定め、適正な方法で犬等の譲渡を行うことにより、犬等にできる限り生存の機会を与えるとともに、市民の動物愛護思想の高揚及び動物の適正な飼育管理の普及を図ることを目的とする。

### (譲渡の対象とする犬等)

第 2 譲渡の対象となる犬等（以下「譲渡対象犬等」という。）は、次に掲げる要件を満たす犬等とし、かつ、飼養に適していると郡山市保健所長（以下「保健所長」という。）が認めたものとする。

- (1) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した犬のうち、同条第 8 項及び第 9 項に定める期間を経過したもの
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 1 項又は第 3 項の規定により引き取った犬等
- (3) 福島県犬による危害の防止に関する条例（昭和 33 年福島県条例第 17 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により抑留した犬のうち、同条第 4 項及び第 5 項に定める期間を経過したもの

### (譲渡対象犬等の基準)

第 3 譲渡対象犬等の選定に当たっては、観察期間を設け、次の基準により選定する。

- (1) 離乳済みであること。
- (2) 視診、触診、その他必要な検査で健康と判断されること。
- (3) 問題行動が認められず、人及び社会に順応性があると判断されること。

### (犬等を譲り受けることができる者)

第 4 犬等を譲り受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 犬等の本能、習性等を理解するとともに、人への危害防止等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養できること。ただし、同居家族のアレルギー発症等のやむを得ない事情により飼養が困難となった場合には、責任を持って新たな飼い主を探すとともに、郡山市保健所に連絡できること。
- (2) 飼養するに当たり、同居人全員の同意が得られていること。
- (3) 犬等の譲り受け者が、高齢や体調不良等の理由により飼養が困難になった場合を想定し、代わりに飼い主になる者の承諾を得ていること。

- (4) 犬等の飼養予定場所が、犬等を飼養することが禁止されている場所でないこと。  
また、犬等を適正に飼養できるスペースが確保されていること。
- (5) 引越しをすることとなった場合、犬等と一緒に連れていくことができるこ
- (6) 犬については、犬の登録及び毎年度の狂犬病予防注射を実施し、鑑札及び狂犬病予防注射済票を犬に装着すること。また、現に犬を飼っている場合には、犬の登録と狂犬病予防注射を実施済みであること。
- (7) 犬については、けい留、室内飼養等により、確実に逸走防止を行えること。猫については、完全室内飼いができるこ
- (8) 犬等を譲り受けてから6か月以内に不妊・去勢手術を実施できること。
- (9) 保健所等が実施する飼い方講習会を受講済であること。また、未受講の場合は、譲り受け後速やかに受講できること。
- (10) 犬等の疾病予防に努め、犬等が疾病にかかった場合や怪我をした場合は、速やかに適切な治療を受けさせられること。
- (11) 所有者不明の犬等を譲り受けた場合、元の所有者が判明し、返還を求められた時は、元の所有者に返還できること。
- (12) 譲り受けた犬等を使用して、営利を目的とした行為は行わないこと。
- (13) 譲り受けた犬等に、病気、行動、その他の問題があつた場合、及びその犬等が原因で問題が発生した場合、自身で解決し、郡山市に対してその責任を一切問わないと。また、それにより損害を受けた場合、賠償を請求しないこと。
- (14) 郡山市保健所が実施する電話連絡及び立入調査等に協力できること。

(譲り受けの申込み)

第5 犬等の譲り受けを希望する者（以下「譲り受け希望者」という。）は、「犬等譲り受け申請書（様式第1）」を保健所長に提出するものとする。

(譲渡の実施)

第6 保健所長は、譲渡対象犬等が譲り受け希望者の希望に該当した場合、当該譲り受け希望者にその旨を連絡する。

- 2 前項の連絡を受けた譲り受け希望者は、保健所長が指定した日時に郡山市保健所において譲渡対象犬等を確認し、譲り受けの意思を申し出ることとする。
- 3 譲り受けが決定した者は、犬等を譲り受ける際、保健所長に「誓約書（様式第2）」を提出しなければならない。

(譲渡後の調査)

第7 保健所長は、譲渡後、犬等を譲り受けた者の飼養状況について確認するとともに必要に応じて助言指導を行うものとする。

- 2 保健所長は、必要があると認めるときは、犬等を譲り受けた者に対し、当該犬等の飼養状況についての報告又は資料の提出を求めることができる。

## 附 則

この要領は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

年 月 日

郡山市保健所長

申請者 氏名 フリガナ  
住 所 〒

電話番号

生年月日 年 月 日 生 ( 歳 )

## 犬等譲り受け申請書

郡山市犬及び猫等の譲渡に関する要領に基づき、(犬・猫)の譲渡を申し込みます。

譲渡希望犬等	動物の種類	<input type="checkbox"/> 成犬 <input type="checkbox"/> 子犬 <input type="checkbox"/> 成猫 <input type="checkbox"/> 子猫	性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 問わない	
	種類	<input type="checkbox"/> 雑種 <input type="checkbox"/> その他( )	毛色	<input type="checkbox"/> 問わない <input type="checkbox"/> その他( )	
	譲渡申請理由	<input type="checkbox"/> 命を助けたい <input type="checkbox"/> 動物が好き <input type="checkbox"/> 癒しの為 <input type="checkbox"/> その他( )			
飼養者	飼養責任者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他( )			
	犬等の飼養歴	<input type="checkbox"/> あり 犬・猫・その他( ) 飼養年数 年 <input type="checkbox"/> なし			
	犬等の飼養経過	<input type="checkbox"/> 現在も飼養 <input type="checkbox"/> 現在は飼養していない( <input type="checkbox"/> 犬 / <input type="checkbox"/> 猫 ) 経過 <input type="checkbox"/> 死亡( 才 ) <input type="checkbox"/> 逸走 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> その他( )			
	家族・同居者の同意	<input type="checkbox"/> あり / <input type="checkbox"/> なし (飼養者本人以外の家族構成 )			
	飼い方講習会受講歴及び受講希望日	<input type="checkbox"/> あり ( 年 月 日 受講 ) <input type="checkbox"/> なし / 受講希望日 講習会( ) 年 月 日 時~ 時			
	保健所からの譲渡歴	<input type="checkbox"/> あり ( 年 月 動物種: ) / <input type="checkbox"/> なし			
	保健所からの指導歴	<input type="checkbox"/> 動物の適正飼養等について、指導、勧告または措置命令等を受けたことがある。(回数 / 回 内容: ) <input type="checkbox"/> 指導されたことはない。			
	飼養環境等	所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> その他( )		
		概要	<input type="checkbox"/> 一戸建て( <input type="checkbox"/> 持ち家 / <input type="checkbox"/> 借家 ) / <input type="checkbox"/> 集合住宅 / <input type="checkbox"/> その他		
周囲の環境		<input type="checkbox"/> 住宅地 / <input type="checkbox"/> 商業地 / <input type="checkbox"/> 農業地 / <input type="checkbox"/> 工業地 / <input type="checkbox"/> 山林 / <input type="checkbox"/> その他( )			
飼養環境		<input type="checkbox"/> 屋内 / <input type="checkbox"/> 屋外 / <input type="checkbox"/> その他( )			
現在飼養している犬等について	<input type="checkbox"/> 飼養無し / <input type="checkbox"/> 飼養有り ( 犬頭 / 猫頭 )				
	犬の登録と狂犬病予防注射実施の有無( <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 )				
	猫の屋内飼育実施の有無( <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 )				
	不妊・去勢手術実施の有無( <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 )				
譲渡制度について	どこで保健所の譲渡制度を知りましたか?				
	<input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> ウェブサイト <input type="checkbox"/> 広報誌 <input type="checkbox"/> テレビ等 <input type="checkbox"/> 知人等 <input type="checkbox"/> その他				

## 様式第2

郡山市保健所長

### 誓 約 書

この度、私は郡山市保健所から犬等を譲り受けるに当たり、下記の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

#### 記

- 1 犬等の本能、習性等を理解するとともに、人への危害防止等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養します。ただし、同居家族のアレルギー発症等のやむを得ない事情により飼養が困難となった場合には、責任を持って新たな飼い主を探すとともに、郡山市保健所に報告します。
- 2 犬については、犬の登録及び狂犬病予防注射を指定の期間内（平成 年 月 日まで）に実施します。また、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着します。
- 3 犬については、けい留、屋内飼養等により、確実に逸走防止を行います。また、猫については、完全室内飼育をします。
- 4 譲り受けた犬等の疾病予防に努め、犬等が疾病にかかった場合は、速やかに適切な治療を受けさせます。
- 5 犬等を譲り受けてから6か月以内に不妊・去勢手術を実施し、郡山市保健所に報告します。
- 6 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」、また、犬については、「狂犬病予防法」並びに「福島県犬による危害の防止に関する条例」に定められた事項を遵守します。
- 7 保健所が実施する飼い方講習会を未受講の場合は、譲渡後速やかに受講します。
- 8 所有者不明の犬等を譲り受けた場合、元の所有者が判明し、返還を求められた時は、元の所有者に返還します。
- 9 譲り受けた犬等の飼養者の住所、氏名を変更した場合、また、犬等が死亡した場合は速やかに郡山市保健所へ届出します。
- 10 犬について、咬傷事故を起こした場合は、直ちに郡山市保健所に届け出ます。
- 11 郡山市保健所から譲り受けた犬等について、郡山市保健所が当該犬等の不適正飼養を認め、その返還を求められた場合は、これに応じます。
- 12 譲り受けた犬等を使用して、営利を目的とした行為は行いません。
- 13 譲り受けた犬等に、病気、行動、その他の問題があった場合、及びその犬等により問題が発生した場合、自分で解決し、郡山市に対してその責任を一切問いません。また、損害を受けた場合、賠償を請求しません。
- 14 郡山市保健所が実施する電話連絡、立入調査等に協力し、イベント等にも積極的に参加するよう努めます。
- 15 その他、郡山市保健所の指示に従います。

年 月 日

住 所 〒

氏 名  
電話番号

印